富士河口湖町印刷製本請負契約約款　　R8.10

(総則)
第1条　発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書等(別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらに対する質問回答書等を含む。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び仕様書等を内容とする印刷製本の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
2　受注者は、契約書記載の印刷物を納入期限内に納入するものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
3　受注者は、発注者から特に指示を受けたときは、納入期限内において印刷物を分納することができる。
4　こん包、運送、すえ付け方法その他印刷物の納入を完了するために必要な一切の手段(以下「こん包方法等」という。)については、この約款及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
5　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
6　この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面又は法令に違反しない範囲において書面の交付に準ずる電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うこととする。
7　この契約に関して発注者と受注者間で用いる言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
8　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによるものとする。
9　この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
11　この契約に係る訴訟の提起又は調停(第34条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
(工程表の提出)
第2条　受注者は、この契約締結後、仕様書等に基づいて作成した校正、校了、印刷、製本等の工程表を提出し、発注者の承認を得なければならない。ただし、発注者が必要でないと認めるときは、この限りでない。
(原稿の保管等)
第3条　受注者は、発注者が指定した場所で印刷物の原稿等を受領し、印刷物を納入するまでの間、紛失又はき損することなく保管しなければならない。
2　受注者は、第三者に印刷物の原稿等に示された内容を漏らしてはならない。第13条の規定による印刷物の所有権移転があった後も同様とする。
3　受注者は、この契約の履行完了又は契約の解除に際して不用となった印刷物の原稿等は、直ちに発注者に返還しなければならない。
(特許権等の使用)
第4条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている作製方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者が作製方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。
(校正等)
第5条　受注者は、内校ののち、印刷物の校正刷り及び色校正等を発注者に提出し、完全校了になるまで発注者の指示に従い、校正なおしを行わなければならない。ただし、発注者が責任校正又は責任校了の指示をした場合は、この限りでない。
2　発注者は必要ある場合には、作製の途中において仕上がり部分の検査を行うことができる。
(履行報告)
第6条　受注者は、仕様書等に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。
(材料の品質)
第7条　材料の品質については、仕様書等に定めるところによる。仕様書等にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。
(仕様書等の変更)

第 8 条　発注者は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは納入期限若しくは契約代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第 9 条　受注者は、天災その他受注者の責めに帰すことができない事由により納入期限までに納入を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に納入期限の延長を請求することができる。

2　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、納入期限を延長しなければならない。発注者は、その納入期限の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約代金について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(納入期限の変更方法)

第 10 条　納入期限の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が納入期限の変更事由が生じた日(前条の場合においては、発注者が納入期限の変更の請求を受けた日)から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約代金の変更方法等)

第 11 条　契約代金の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、契約代金の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3　この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 11 条の 2　発注者又は受注者は、契約期間内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残業務代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務代金額の 1,000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3　変動前残業務代金額及び変動後残業務代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4　第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5　特別な要因により工期内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6　予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7　前 2 項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8　第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約金額の見直しに関する協議)

第 11 条の 3　前条の規定に関わらず、契約期間中において、物価、労務費、原材料費、エネルギー価格その他の経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不適当であると認められる場合は、発注者又は受注者は、相手方に対し、契約金額の変更について協議を求めることができる。
2　前項の協議により契約金額の変更を行う場合の変更額等については、前条第 7 項及び第 8 項の規定を準用する。
(検査及び引渡し)
第 12 条　受注者は、印刷物を納入したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。第 1 条第 3 項の規定により分納する場合も同様とする。
2　発注者は、前項の規定による納入の通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、印刷物の納入を確認するための検査を行わなければならない。
3　受注者は、前項の検査に立会わないときは、その検査の結果につき、立会わないことによる異議を申し立てることはできない。
4　第 2 項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
5　発注者は、第 2 項の検査によって印刷物の納入を確認し合格と判定したときは、納入場所において当該印刷物の引渡しを受ける。
6　受注者は、印刷物が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに取替え又は修補等を行い、納入期限内又は発注者の指定する期日までに発注者の検査を受けなければならない。この場合における印刷物の納入及び検査等については、前各項の規定を適用する。
(所有権の移転)
第 13 条　印刷物の所有権は、前条第 2 項に規定する検査の結果、発注者が当該印刷物を合格と認めたときをもって、発注者に移転する。
(一般的損害)
第 14 条　印刷物の所有権移転前に生じた一切の損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
2　印刷物の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
(契約不適合責任)
第 15 条　発注者は、所有権移転後、印刷物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、当該印刷物の修補、代品との取り替え又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
2　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
3　第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
(1)　履行の追完が不能であるとき。
(2)　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(3)　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
(4)　前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
(契約不適合責任期間等)
第 16 条　受注者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない物品を発注者に引渡した場合において、発注者がその不適合を知った時から 1 年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受注者が、物品を引渡したときに、その契約不適合があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
(発注者の損害賠償請求等)
第 17 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
(1)　納入期限内に印刷物を納入することができないとき。
(2)　印刷物に契約不適合があるとき。

(3)　第 23 条又は第 24 条の規定により、印刷物の所有権移転後にこの契約が解除されたとき。
(4)　前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約代金の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
(1)　第 23 条又は第 24 条の規定により印刷物の所有権移転前にこの契約が解除されたとき。
(2)　印刷物の納入前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
(1)　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
(2)　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人
(3)　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

4　第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合(前項の規定により同項各号が第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5　第 1 項第 1 号の場合においては、発注者は、契約代金から第 1 条第 3 項の規定による分納に相当する代金を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率(以下「財務大臣が決定する率」という。)を乗じて計算した額(100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を請求することができるものとする。

6　第 2 項の場合(第 24 条第 7 号及び第 9 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合等の不正行為に係る損害賠償金等)

第 18 条　この契約に関し、受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することなく、損害賠償金として契約代金の 10 分の 2 に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
(1)　この契約に関し、受注者又は受注者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 2 条第 2 項の事業者団体(以下「受注者等」という。)が、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反したとして、受注者等に対する独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定による排除措置命令又は独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。)。
(2)　この契約に関し、受注者(受注者が法人の場合においては、その役員又は使用人)の独占禁止法第 89 条第 1 項又は刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 に規定する刑が確定したとき。

2　前項の規定は、印刷物の納入の前後を問わない。

3　第 1 項の規定は、発注者に生じた損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し請求することを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(受注者の損害賠償請求等)

第 19 条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
(1)　第 26 条又は第 27 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
(2)　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　次条第 2 項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における財務大臣が決定する率(年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。)を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が 100 円未満であるときは全額を、100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約代金の支払い)
第 20 条　受注者は、第 12 条第 2 項(同条第 6 項後段の規定により適用される場合を含む。第 3 項において同じ。)の検査に合格したときは、契約代金の支払いを請求することができる。
2　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に契約代金を支払わなければならない。
3　前 2 項の規定は、第 1 条第 3 項の規定により発注者が印刷物の分割納入を認め、当該分割分の契約代金相当額を支払うこととされている場合に準用する。
4　発注者がその責めに帰すべき事由により第 12 条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、第 2 項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
(第三者による代理受領)
第 21 条　受注者は、発注者の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
2　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払いをしなければならない。
(発注者の任意解除権)
第 22 条　発注者は、印刷物を納入するまでの間は、次条又は第 24 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
2　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
(発注者の催告による解除権)
第 23 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
(1)　納入期限内に印刷物を納入しないとき又は納入期限経過後相当の期間内に納入する見込みがないと認められるとき。
(2)　正当な理由なく、第 15 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
(3)　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
(発注者の催告によらない解除権)
第 24 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
(1)　第 32 条の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。
(2)　この契約の印刷物を納入することができないことが明らかであるとき。
(3)　受注者がこの契約の印刷物の納入の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(4)　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
(5)　契約した印刷物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期限内に納入しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
(6)　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
(7)　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
(8)　第 26 条又は第 27 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
(9)　受注者が次のいずれかに該当するとき。
ア　役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
カ　材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を材料等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(10)　第 18 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 25 条　第 23 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第 26 条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 27 条　受注者は、第 8 条の規定により仕様書等を変更したため契約金額が 3 分の 2 以上減少したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 28 条　第 26 条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第 29 条　発注者は、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 26 条又は第 27 条の規定によりこの契約が解除された場合においては、第 12 条の規定に基づき引渡しを受けた物品がある場合は、検査を行い、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を、第 20 条の規定により支払うものとする。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(不当介入等に対する措置)

第 30 条　受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団関係者から不当な介入を受けたときは直ちに発注者に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

2　受注者は、当該契約の履行に係る契約をしていた第三者が暴力団関係者から不当な介入を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、当該者に対して、警察に通報するよう指導しなければならない。

3　発注者及び受注者は、暴力団関係者からの不当な介入により、この契約に係る印刷物の納入について遅延が発生するおそれがあると認められるときは、受注者が前 2 項の規定により報告、通報又は指導を行ったと認められる場合に限り、発注者と受注者とが協議して、納入期限の延長等の措置をとるものとする。

(著作権等の帰属及び利用)

第 31 条　この契約の履行に当たり、受注者が新たに創作した成果物（文章、図画、写真、デザイン、編集物、電子データその他の著作物を含む。以下「成果物」という。）に係る著作権その他の知的財産権は、受注者に帰属するものとする。ただし、発注者が従前から保有する著作物その他の知的財産権及び第三者が保有する知的財産権については、この限りでない。

2　受注者は、発注者に対し、成果物について、発注者がその行政上の目的を達成するために必要な範囲において、無償で、期間及び地域の制限なく、複製、翻案、公衆送信、頒布、展示その他の方法により利用する権利を許諾する。

3　前項の利用には、成果物の全部又は一部を改変し、編集し、他の著作物と組み合わせ、別の媒体に掲載し、又は再印刷することを含むものとする。

4　発注者は、前 2 項に定める利用を、発注者が指定する第三者に行わせることができるものとする。

5　受注者は、発注者及び発注者が指定する第三者に対し、成果物について著作者人格権を行使しないものとする。

6　受注者は、成果物の作成に当たり第三者の著作物その他の知的財産権を利用する場合には、前各項に定める発注者の利用に支障が生じないよう、必要な権利処理を行うものとする。ただし、発注者が提

供した著作物その他発注者の指示に基づき使用するものについては、発注者の責任において必要な権利処理を行うものとする。

7　受注者が契約締結前から保有する著作物、写真、イラスト、デザイン、テンプレート、プログラムその他の既存の知的財産については、第 1 項の規定にかかわらず、受注者又は当該権利者に帰属するものとする。この場合において、受注者は、発注者が成果物を行政上利用するために必要な範囲で、これらを無償で利用できるよう必要な権利を許諾するものとする。

8　発注者が必要と認める場合、受注者は、成果物の作成に使用した編集可能な電子データを、発注者が指定するファイル形式、記録媒体その他の方法により納入するものとする。この場合において、当該電子データは、成果物の修正、編集、再印刷その他発注者による利用に必要な範囲のものとする。

9　前項の規定により納入する電子データに、受注者又は第三者が従前から保有するプログラム、フォント、テンプレートその他の既存の知的財産が含まれる場合には、受注者は、発注者が当該電子データを成果物の利用に必要な範囲で使用できるよう、必要な権利を許諾するものとする。

10　受注者は、成果物に係る著作権その他の知的財産権について、発注者の行政上の利用を不当に妨げるような権利の処分その他の行為をしてはならない。

11　発注者が公共の利益のため特に必要があると認める場合には、受注者は、発注者の求めに応じ、成果物に係る知的財産権について、第三者が利用するために必要な措置を講ずるものとする。ただし、受注者に正当な理由がある場合は、この限りでない。

（権利義務の譲渡等）

第 32 条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第 33 条　受注者は、印刷物の作製の全部を一括して、又は発注者が仕様書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（紛争の解決）

第 34 条　この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに、発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者間に紛争を生じた場合には、民事調停法(昭和 26 年法律第 222 号)に基づく調停によりその解決を図る。

2　発注者又は受注者は、前項に規定する調停の手続きを経た後でなければ、同項の発注者と受注者間の紛争について民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)に基づく訴えの提起をすることができない。

（補則）

第 35 条　この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。